

第27号議案

京都地方税機構報酬及び費用弁償条例の制定の専決処分について承認を求める件

京都地方税機構設立の総務大臣許可（平成21年8月5日付け総行市第154号）に伴い、京都地方税機構報酬及び費用弁償条例を制定する必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成21年8月19日別記のとおり京都地方税機構報酬及び費用弁償条例の制定を専決処分し、同日付けで公布したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構
広域連合長 山田 啓二

別 記

京都地方税機構条例第13号

京都地方税機構報酬及び費用弁償条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第203条の2の規定による報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

（報酬の支給）

第2条 次に掲げる者（以下「特別職の職員等」という。）がその職務に従事したときは、報酬を支給する。

- (1) 広域連合長及び副広域連合長（常勤の職員を除く。）
- (2) 選挙管理委員会委員及び監査委員
- (3) 審査会、審議会、調査会等法138条の4第3項の規定により設置された附属機関の委員その他の構成員（以下「附属機関の委員等」という。）
- (4) 前各号に掲げる者以外の非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。）

（報酬の額）

第3条 特別職の職員等に支給する報酬の額は、別表に定めるところによる。

(費用弁償の支給)

第4条 特別職の職員等が公務のため旅行したときは、第2条第1号及び第2号に掲げる者にあつては京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号。以下「旅費条例」という。）第2条第2項に規定する指定職の職務にある者と、第2条第3号に掲げる者にあつては旅費条例中7級以上の職務にある者と、同条第4号に掲げる者にあつては旅費条例中6級以下の職務にある者とみなして、旅費条例の例により旅費を支給する。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第5条 報酬は、年額報酬にあつては年度末までに、日額報酬にあつては、現に職務に従事した日に対してその都度支給する。

2 年額報酬を受ける者が年度の途中で就任し、又は退任したときは、就任した日の属する月から又は退任した日の属する月までの月割りで算定した額を支給する。ただし、月の途中で退任した者がその月において再び就任した場合にあつては、その報酬の支給については、引き続き在職していたものとみなす。

3 特別職の職員等が任期満了後在任し、又はその職務を行う場合にあつては、引き続き報酬を支給する。

4 費用弁償の支給方法は、旅費条例の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	報 酬
広域連合長	年額 50,000円
副広域連合長	年額 30,000円
選挙管理委員会委員	日額 6,000円
議会の議員のうちから選任された監査委員	年額 10,000円
識見を有する者のうちから選任された監査委員	年額 40,000円
附属機関の委員等	日額 6,000円
その他の非常勤職員	予算の範囲内において 広域連合長が定める額